

京都大学	博士（文学）	氏名	根無 一行
論文題目	レヴィナスにおける救済の問題		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>エマニュエル・レヴィナスは、従来の西洋哲学の全体を「権能の哲学」として批判し、「倫理」こそが第一哲学でなければならないと主張して、「他者に対する無限責任」を中心に据えた哲学を展開した。しかし、レヴィナスが書き残したものの中には、「レヴィナス哲学」のこの基本線からはみ出しているように見える記述があちこちに見られる。これらの記述群は、取り扱いの難しさのゆえに、これまでのレヴィナス研究では本格的に論じられることが少なかった。だが、そうした種類の記述は、レヴィナス哲学の基本線が確立した後も、レヴィナスのテキストに形を変えて登場している。だとすれば、レヴィナス哲学の公式的な立場を踏み越えても、そうした「逸脱的」記述群に一定の読み筋を与えるような解釈を探っていくことが必要になる。</p> <p>以上のような問題意識の下で、序論では、レヴィナス哲学の公式像とそれらの逸脱的記述との関係を整理した上で、それらの記述群は、レヴィナス自身が必ずしも表明的に主題化していない「救済」という概念に収斂していくものではないか、という見通しを立てた。この救済概念とレヴィナス哲学の連関を自覚化する時に浮かび上がってくるのが、「アウシュヴィッツ以後にいかなる救済が可能か」という問いである。この問いこそが、隠れた仕方でレヴィナス哲学全体を牽引しているのではないか。「逸脱的」記述に注目してレヴィナスのテキストを読み直すことによって、そのような可能性が視野に入ってくる。本論文は、こうした解釈可能性に説得的な論証を与えようとする試みである。</p> <p>まず、序論に続く序章では、レヴィナスの「イリヤ」概念の変遷に導かれて、「アウシュヴィッツ以後の救済」という主題設定の前提となるレヴィナス哲学の基本形態を浮き彫りにする。最初に、レヴィナスを『全体性と無限』から『別の仕方』へと歩ませた本質的契機に「アウシュヴィッツの記憶」があることを明らかにした上で、後期レヴィナスの無限責任論が、「イリヤ」に畳み込まれたアウシュヴィッツの犠牲者たちの無意味な苦しみと、その苦しみを担うべく踏み出す主体の報われない苦しみの交差において成り立っていることを示す。それによって浮かび上がるのは、主体の救済と他者の救済のいずれをも苦しみの正当化であるとして厳しく拒む、「反-救済の哲学」としてのレヴィナス哲学の姿である。</p> <p>しかし、このような基本見解から「逸脱」する数々の記述を系統的に辿っていくことによって、そうしたレヴィナス哲学自体を根源から突き動かしているのが、他ならぬ「救済」の問題であることが明らかになる。こうした見通しの下で、第1部（第1章から第3章）では「主体の救済」の問題が、第2部（第4章から第5章）では「他者の</p>			

救済」の問題が取り扱われることになる。

第1部第1章では、まず「神の苦しみにによって人間の苦しみが癒される」という記述を取り上げ、キリスト教的な「主体の救済」の色彩を帯びたこの記述が、けっして果たし終えることができない無限責任を前面に押し出し、苦しみの無意味性を強調するレヴィナス哲学の公式見解からいかに逸脱しているかを分析する。だが、『全体性と無限』の末尾では、「無限責任の成就」という謎めいた表現が登場し、肯定的な意味が与えられている。そこで、これを手がかりとして、レヴィナスの無限責任論を裏切ることなく、「苦しみの癒し=救済」についての記述を解釈する道を開く可能性を考える。すなわち、「苦しみの癒し」を「責任の消失」ではなく「責任の成就」と捉えることができれば、この種の記述がレヴィナス哲学のどの時期にも見出されることからして、レヴィナスが退けた「救済」とは別の「救済」の可能性の問いがレヴィナス哲学全体をひそかに牽引している可能性が視野に入ってくる、ということである。

第1部第2章では、「エロス」や「父性」をめぐるレヴィナスの逸脱的な考察を取り上げ、「無限責任の成就」の含意を肉付けしていく。レヴィナス哲学の基本線は、「現象」と「痕跡」という二つの現象概念の対置と、「共時性」と「隔時性」という二つの時間概念の対置にあり、無限責任の倫理が定位する場は「痕跡」と「隔時性」の側に存している。だが、レヴィナスのエロス論を分節化していくことによって、「父性」が第三の時間・現象概念としての「可傷性の現象」として浮かび上がってくる。「父性」においては、果たしえないはずの無限責任が、「私は他者であると同時に私である」という仕方で現象するのであり、ここから「無限責任の成就」という事態へと迫ることができるのである。

第1部第3章では、エロスおよび父性と無限責任とのこうした連関をもとに、もう一度責任という事象へと立ち戻り、レヴィナス的責任（可傷性）の可能性の条件を問う。それによって、エロスと父性をめぐる考察でも見え隠れしていた「神」への逸脱的な言及が射程に入ってくる。すなわち、人間の可傷性の可能性の条件は神の可傷性であり、「隔時性」というレヴィナスの時間概念の底には、神と主体との「相即」という事態が潜んでいるのである。これは、神が人間の責任を肩代わりしてくれるということではない。人間と神の「相即」によって招来されるかに見える「無責任」は、「主体が責任へと呼び出される瞬間には主体は自分が苦しいかどうかなど問題ではない」と事態を指していると解することができる。そこにおいて、レヴィナス哲学の根底で作動する「無限責任の成就=救済」を見届けることができるのである。

以上のようにして、第1部を通して、無限責任の主体の「救済」の問いがレヴィナス哲学をひそかに牽引する根源的次元となっていることが示された。それに対して、第2部では、主体に無限責任を負わせる「他者」の救済について同様の考察を試みる。それによって、レヴィナスにおける「アウシュヴィッツ以後の救済」の問いの全

体像が描かれることになる。

「顔」というレヴィナス哲学の術語は主体を責める他者を表し、主体の「無限責任」は他者に責められる苦しみを本質的契機としている。だとすれば、第1部で見た「主体の苦しみの消失」という逸脱的記述は、他者の側では「責めない他者」という逸脱的記述に対応するだろう。レヴィナスのアグノン論で登場するこの形象を取り上げて考察していくのが、第2部第4章の論述である。死者の「復活」をも語るここでのレヴィナスの他者記述は、アウシュヴィッツの記憶に対するレヴィナスの関係の変遷を背景に位置づけられる。その変遷は三期に分けられるが、この記述が登場する第二期は、「アウシュヴィッツで虐殺された者自身の苦しみの意味づけ＝救済」が模索されていた時期であった。これを念頭に置けば、「責めない他者」とは「主体をまなざすことすらできなかった絶対的な弱者」であり、レヴィナス哲学の公式像を逸脱するように見えても、レヴィナス哲学を突き詰めていった時にとりうる他者の極限的な形象だといえる。ただし、このような形で模索される「他者の救済」は、哲学の普遍性を極端に狭めてしまいかねない。主体をまなざさない他者＝死者と関係をもちうるのは、その記憶を保持する近しい者に限られるからである。

第2部第5章では、第4章で見たような「他者の救済」の探索が陥る狭さを念頭に置いた上で、この極限的な地点からもう一度レヴィナス哲学を開いていく道を探る。その手がかりとなるのが、『全体性と無限』第3部Cの叙述から読みとれる、「犠牲者を殺そうと襲いかかる殺人者に対する犠牲者の倫理的責任」という法外な事態である。「顔」とは他者が他者として主体を責める仕方のことであるから、弱者としてイメージされるレヴィナス的他者が実際に弱者であるかどうかは実は問題ではない。極言すれば、主体に襲いかかる殺人者に対しても無限責任への覚醒という現象を記述できなければ、レヴィナスの「顔」概念は成立しえないのである。このことを確認した上で、本章では、アウシュヴィッツの犠牲者たちを、自らを虐殺する殺人者を前にしてこそ無限責任に覚醒した者として死んでいった者として受けとめることで、レヴィナス哲学の基本線と「アウシュヴィッツで虐殺された者たち自身の救済」という問題とが連関づけられることを示す。この連関は、「SSに顔を認めうるか」という問いやパレスチナ問題へのレヴィナスの振幅をはらんだ反応を通して、さらに生々しい形で描き出されることになる。

かくして、「アウシュヴィッツ以後の救済」の問いがレヴィナス哲学全体の根源的次元を隠れた仕方で牽引している、というのが本論文の最終的な結論となる。「自己に反して」をその無限責任論の根幹に据えるレヴィナス哲学は、それ自身、「自己に反して」この根源的次元をひそかに参照しつづけてきたのである。

(論文審査の結果の要旨)

「他者に対する無限責任」という誇張的というべき洞察を中核に据え、そこから西洋哲学のロゴスの暴力性を問いただすレヴィナスの哲学は、1980年代初頭に突如として脚光を浴び、大きな衝撃をもって迎え入れられた。その後、この独特の思索は現代思想の諸分野に深い影響を与えてきたが、1995年のレヴィナスの死後、未公開の手帖や草稿が続々と公刊されていく中で、レヴィナス研究自体は精緻化と細密化の一途をたどっている。だが、破格の表現を次々と繰り出し強い喚起力をもつレヴィナス哲学が、それを「研究」する者にも、ある種の全人的な「応答」を迫る性質のものであることに変わりはない。

そうした中で、本論文はきわめて独自の仕方での「応答」を試みたものである。レヴィナスのコーパスの細部まで渉猟を重ねて、レヴィナス哲学の公式的立場から見て「逸脱的記述」と呼べるものを取り集め、それらをたがいに結びつけて読み解くことによって、この哲学において明示的には問われていないが問われるべきであった「根源的次元」を浮かび上がらせること、これを本論文は目指すのである。

その際に「根源的次元」に位置づけられるのが、「救済の問題」にほかならない。レヴィナスの無限責任論は、果たせば果たすほどますます大きくなる責任（『全体性と無限』）から一度として果たされたことのない責任（『別の仕方』）へと過激化していき、「反＝救済の哲学」という姿を鮮明にしているように見える。これは、レヴィナスの他者論がアウシュヴィッツの犠牲者たちに思いを致すところから構想されたものであり、いかなる意味づけをも拒む彼らの存在と死に向かい合い続けるという責務に深く動機づけられていることによる。レヴィナスの無限責任論とは、そうして剥き出しになった存在自体の「無意味」が、他者の顔を経由して主体を告発するという倫理的な筋においてのみかろうじて「意味」をもちうるという主張であった。

しかし、論者はレヴィナス哲学のこうした表の顔を逸脱する奇妙な記述を次々と見出していくことによって、この哲学の格闘する問題が、そうした倫理的意味では全うされず、「無限責任の成就」としての救済を語りうるどころまで思索を進めることでのみ全うされうるものであることを証示しようとする。数々の逸脱的記述とは、レヴィナスにおいて半ば無自覚的に追究されてきたそのような根源的思索の痕跡だというわけである。

「序論」において以上のような問題設定を行った上で、本論文の第1部では「主体の救済の問題」が、第2部では「他者の救済の問題」が扱われる。

まず第1部では、レヴィナスの倫理の合間に組みこまれるエロス論や生殖論、神論が、レヴィナス的責任の峻厳さを和らげ、「苦しみの消失」という反レヴィナス的な事態に至らせるものとして描かれていることに目を留め、それらを丹念に連関づけていく。その結果、それらの叙述が、レヴィナスの無限責任論に矛盾するものではなく、「主体が責任へと呼び出されるその瞬間」が「人間の苦しみにいて苦しむ神」の自己収縮的な「創造の瞬間」と接する地点を描出することで、レヴィナス的な無限

責任の主体自体の救済を語ろうとするものとして解釈されることになる。

次いで第2部では、他者をその弱さによって主体を強迫し審問するものとして描くレヴィナスの他者論を逸脱する「責めない他者」や「まなざしなき他者」への言及、あるいは逆に、アウシュヴィッツの犠牲者たちにとってSSがそうであったような「殺人者」としての他者についての記述を取り上げ、それらを系統的にたどっていく。論者によれば、レヴィナスが自らの哲学の一貫性を揺るがしかねないこうした問題に踏みこまざるをえなかったのは、アウシュヴィッツにおいて剥き出しになった無意味を隠蔽し忘却させるような意味づけとは違った形で、犠牲者たちが「救済」される道を見出したいという願いが、レヴィナスの哲学を根源において突き動かしていたからである。この探究がレヴィナスにおける「アウシュヴィッツの記憶」の位置づけの変動とともに変遷していく様子を、論者はレヴィナスの著作だけでなく、元ナチの裁判やパレスチナ問題に対するレヴィナスの発言をも手がかりにして、生き生きと浮かび上がらせている。

論者のいう「逸脱的記述」は、きわめて取り扱いの難しい主題群として、これまでのレヴィナス研究において、多くの場合敬して遠ざけられてきたものばかりである。本論文は、「アウシュヴィッツ以後の救済」というべき、レヴィナス自身も十分に自覚化していなかったその思索の「根源的次元」に定位することによって、それらを統一的な連関の内に置くことを可能にした。これはレヴィナス研究への大きな貢献となりうるものであり、本論文の高く評価できる側面である。しかし、レヴィナス哲学に即しつつそれをその根底に向けて踏み越えていこうとするこの「規範的な宗教哲学研究」は、恣意的な解釈に流れる危険をつねに抱えている。論者はテキストの細部を尊重することによってこの危険を回避しようとするが、残念ながら、問題点を含む解釈がいくつか残っていることは否定できない。また、論述の仕方という点でも、問いの立て方の鋭さは光るものの、説明が淡泊にすぎる箇所が見受けられ、このような野心的な試みを支える上ではいまだ不十分といわざるをえない。しかし、そうした点は論者も十分に自覚していることであり、本論文で示された論者の思索力と研鑽振りからして、今後の大きな進展が期待できると思われる。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2017年1月13日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。